



法務局からの お知らせです



令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化 されました

土地や建物の相続登記をしないままにしておくと、将来、不動産取引や公共事業、災害復旧・復興事業の支障となる恐れがあります。

また、不動産を相続したことを知った日から3年以内に相続登記等をしないと、10万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

相続に関わる新たな
制度が始まっています

預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

相続手続に便利です！

法定相続情報証明制度

ほか

是非、御利用ください

遺言・相続講演会 & 相談会

を開催します

とき：令和7年11月12日（水）

講演会 13時00分から14時50分

相談会 15時00分から16時10分

ところ：富士市交流センター 会議室1

講師：富士公証役場公証人 岩崎琢治さんほか

講演内容：任意後見制度、遺言制度

相続登記申請の義務化

自筆証書遺言書保管制度

定員：50名程度（先着順）

相談会：静岡県司法書士会司法書士による
「相続・遺言相談」

定員：16組（1組2名まで各30分）

事前予約制、参加無料

10月15日受付開始

お問合せ、
講演会の御予約は

静岡地方法務局富士支局

0545-53-1200

にお電話ください

相続登記、法定相続情報証明制度

については、音声案内2番

講演会、相談会、自筆証書遺言書保
管制度については、音声案内4番

相続登記の申請の義務化について
詳しくはこちらから→



遺言書保管制度について
詳しくはこちらから→



遺言書ほかんガルー